



鳥取県公報

平成16年 3月30日(火)
号外第59号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-------------|--|
| 告 示 | 口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正(240)(県民室)..... 1 |
| | 鳥取県イノシシ保護管理計画の決定(241)(環境政策課)..... 2 |
| | 特定鳥獣の狩猟期間の延長(242)()..... 2 |
| | 不当な取引方法の規制に係る公表等に関する実施要綱(243)(県民生活課)..... 3 |
| | 不当な取引方法の指定(244)()..... 5 |
| | 宅地建物取引業者名簿閲覧所の設置の一部改正(245)(住宅環境課)..... 8 |
| | 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録簿閲覧所の設置の一部改正(246)()..... 8 |
| 教委告示 | 口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正(7)(教育総務課)..... 9 |
| | 平成17年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針(8)(高等学校課)..... 9 |
| 議会告示 | 鳥取県政務調査費交付条例施行規程の一部改正(1)(総務課).....12 |
| 公 告 | 教育委員会の所管に属する公益法人に対する立入検査の実施状況の公表 (教育委員会事務局教育総務課).....13 |

告 示

鳥取県告示第240号

平成11年鳥取県告示第642号(口頭による開示請求を行うことができる個人情報について)の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改 正 後 | | | | 改 正 前 | | | |
|-------------------------------|------------------|-----------------|-----------------|-------------------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称 | 開示する個人情報 報の内容 | 開示請求を行うことができる期間 | 開示請求を行うことができる場所 | 口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称 | 開示する個人情報 報の内容 | 開示請求を行うことができる期間 | 開示請求を行うことができる場所 |
| 略 | | | | 略 | | | |

| | | | | | | | |
|------------------|---------------------------|---|-----------------------|------------------|--------------------------|---|-----------------------|
| 調理師試験 | 総合得点 | " | 福祉保健部 健康対策課 | 調理師試験 | 総合得点 | " | 福祉保健部 健康対策課 |
| 狩猟免許試験 | 知識試験の得点 及び適性試験の 結果 | " | 生活環境部 環境政策課 | | | | |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 林業改良指導 員資格試験 | 科目別得点及び 総合得点 | " | 農林水産部 林政課 | 林業改良指導 員資格試験 | 科目別得点及び 総合得点 | " | 農林水産部 林政課 |
| 水産業改良普 及員資格試験 | 総合得点 | " | 農林水産部 水産振興局 水産課 | 狩猟免許試験 | 知識試験の得点 及び適性試験の 結果 | " | 農林水産部 森林保全課 |
| 採石業務管理 者試験 | 試験の合否、科 目別得点及び総 合得点 | " | 県土整備部 治山砂防課 | 水産業改良普 及員資格試験 | 総合得点 | " | 農林水産部 水産振興局 水産課 |
| 砂利採取業務 主任者試験 | " | " | " | | | | |
| 略 | | | | 略 | | | |

鳥取県告示第241号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定に基づき、鳥取県イノシシ保護管理計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第4条第4項の規定により、次のとおり告示する。

（「次のとおり」は省略し、計画書を鳥取県生活環境部環境政策課並びに各保健所及び鳥取保健所郡家支所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第242号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣の狩猟期間を延長する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 狩猟の期間を延長する特定鳥獣の種類 イノシシ
- 2 狩猟の期間を延長する区域 鳥取県全域
- 3 延長する狩猟の期間 平成16年11月1日から同月14日までの日及び平成17年2月16日から同月28日までの日、

同年11月1日から同月14日までの日及び平成18年2月16日から同月28日までの日並びに
同年11月1日から同月14日までの日及び平成19年2月16日から同月28日までの日

鳥取県告示第243号

不当な取引方法の規制に係る公表等に関する実施要綱を次のように定める。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

不当な取引方法の規制に係る公表等に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和55年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。)

第2章第3節に規定する不当な取引方法の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「不当な取引方法」とは、条例第11条の2第1項の規定に基づき、知事が指定した取引方法をいう。

(調査)

第3条 条例第11条の4第1項の調査は、消費生活センターの所長(以下「所長」という。)が、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 消費者苦情相談の件数把握及び内容分析
- (2) 他の都道府県又は関係機関からの情報収集及び内容分析
- (3) 被害状況等を把握するための現地確認調査
- (4) 事業者及び消費者に対する任意の聞き取り調査
- (5) その他必要と認める方法

2 所長は、条例第11条の4第2項の規定に基づき資料の提出又は説明を求めたとき、及び同項の規定に基づき資料の提出若しくは説明を受け、又は受けなかったときは、県民生活課長に対し、その内容を報告するものとする。

(措置の要請)

第4条 所長は、条例第11条の4第1項の調査(同条第2項の規定による資料の提出又は説明の要求によるものを含む。次条において同じ。)により、当該事業者の行為が法令に違反し、又は違反している疑いがあると認めるときは、当該法令を所管する行政機関に対し、適切な措置をとるよう要請するものとする。

2 所長は、前項の規定に基づき同項の行政機関に要請したときは、県民生活課長に対し、当該要請の内容を報告するものとする。

(指導)

第5条 所長は、条例第11条の4第1項の調査の結果、当該事業者が不当な取引方法を用いていると認めるときは、当該事業者に対し、当該取引方法の改善を指導するとともに、様式第1号の提出を求めるものとする。

2 所長は、前項の規定に基づき同項の事業者を指導したときは、県民生活課長に対し、当該指導に係る文書の写しを添付して、当該指導の内容を報告するものとする。

3 所長は、第1項の規定による取引方法の改善の指導にもかかわらず、当該事業者が引き続き不当な取引方法を用いていると認めるときは、その旨を県民生活課長に通知するものとする。

(勧告等)

第6条 条例第11条の6第1項の規定による勧告は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 当該事業者が前条第1項の指導に従わないとき。

(2) その他特に必要があると認めるとき。

2 条例第11条の6第2項の報告は、様式第2号の提出を求めることにより行わせるものとする。

(公表)

第7条 条例第11の4第3項及び条例第11の6第3項の規定による公表(以下この条において「公表」という。)の内容には、当該事業者の氏名又は名称、住所等を含むものとする。

2 公表は、あらかじめ当該事業者に対して意見陳述の機会を与えた上、当該事業者の公表について鳥取県消費生活審議会苦情処理部会の意見を聴いて行うものとする。ただし、正当な理由なく、当該事業者が意見陳述をしない場合は、意見陳述を放棄したものとみなすことができる。

3 前項の規定により当該事業者に対して意見陳述の機会を与えるときは、原則として書面により行わせるものとする。ただし、やむを得ない理由があるとき、口頭により行わせるものとする。

4 公表は、報道機関への発表、インターネット上の鳥取県のホームページ(以下「ホームページ」という。)への掲載等により行うものとする。

第8条 条例第11条の5の規定による公表(以下この条において「公表」という。)は、次のすべての要件に該当する場合に速やかに行うものとする。

(1) 情報提供する目的及び内容に公益性があること。

(2) 情報提供する内容に真実性があること。

(3) 情報提供する必要性があること。

2 公表の内容は、不当な取引方法に関する取引の仕組み、販売の手口、商品の種類、被害状況等とする。

3 公表は、報道機関、関係行政機関、ホームページ、各種広報媒体等を通じて、必要に応じ随時行うものとする。

第9条 条例第11条の7の規定による公表(以下この条において「公表」という。)は、前条第1項各号に掲げる要件のすべてに該当し、及び次のいずれかの要件に該当する場合に行うものとする。

(1) 条例第11条の6第1項の規定による勧告によつては、直ちに当該事業者が用いる不当な取引方法が是正される見込みがなく、かつ、早急に防止措置をとらなければ同種の被害が発生することが予想されること。

(2) 事業者の用いる取引方法が特に悪質であり、当該取引方法により深刻な被害が生じるおそれがあること。

2 公表の内容は、前条第2項に規定する内容及び事業者の氏名又は名称、住所、具体的な商品名等とする。

3 公表は、第1項の要件を満たしている場合に、あらかじめ当該事業者に対して意見陳述の機会を与えた上で行うものとする。この場合において、公表に係る情報の中に当該事業者以外の第三者を特定する情報が含まれる場合には、当該第三者に対しても、あらかじめ意見陳述の機会を与えるものとする。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の手續を省略することができるものとする。

(1) 当該事業者等が公的機関から既に公表され、その内容が真実であると認められるとき。

(2) 当該事業者等の所在が不明で通知ができないとき。

5 前条第3項の規定は、公表について準用する。

(未然防止)

第10条 条例第11条の8第1項の規定による調査又は指導は、他の都道府県で問題を起こした事業者が県内に進出してきた場合において、県内においても不当な取引方法を用いるおそれがあると認められ、かつ、当該事業者による消費者の被害を未然に防止するため必要があると認められる場合に行うものとする。

附 則

この要綱は、平成16年3月30日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

所在地
名 称
代表者の氏名

印

取 引 方 法 改 善 確 約 書

年 月 日付 第 号で通知のあった取引方法については、下記のとおり改善します。

記

1 改善内容

2 実施日

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

所在地
名 称
代表者の氏名

印

取 引 方 法 改 善 結 果 報 告 書

年 月 日付 第 号で勧告のあった取引方法については、下記のとおり改善しましたので報告します。

記

1 改善内容

2 実施日

鳥取県告示第244号

消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和55年鳥取県条例第5号)第11条の2第1項の規定に基づき、不当な取引方法を次のとおり指定し、平成16年3月30日から施行する。

昭和60年鳥取県告示第208号(不当な取引方法の指定について)は、平成16年3月29日限り廃止する。

平成16年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 勧誘に際しての不当な取引方法

- (1) 商品又は役務(以下「商品等」という。)を設置し、又は利用することが法令等により義務付けられているかのような言動又は表示(以下「言動等」という。)を用いて契約の締結を勧誘すること。
- (2) 商品等の内容又は取引条件が実際のものよりも著しく優良又は有利であるかのような言動等を用いて契約の締結を勧誘すること。
- (3) 商品等の内容又は取引条件に関する重要な事項について、事実を隠し、又は虚偽の事実を告げて契約の締結を勧誘すること。
- (4) 自らが官公署又は公共的な団体(以下「官公署等」という。)の職員であるかのような言動等を用いて、又は官公署等の許可、認可、後援等を得ているかのような言動等を用いて契約の締結を勧誘すること。
- (5) 商品の販売又は役務の提供(以下「商品の販売等」という。)に際し、事業者の氏名若しくは名称、住所その他表示をすることが必要であると認められる事項を明らかにせず、又は虚偽の内容を告げて契約の締結を勧誘すること。
- (6) 将来における不確実な事項について断定的な情報又は判断を提供することにより消費者を誤認させて契約の締結を勧誘すること。
- (7) 商品の販売等の意図を隠し、又は商品の販売等以外のことが主要な目的であるかのように告げて消費者に接近し、又はそのような内容の広告等で消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘すること。
- (8) 商品の販売等を行う目的で、検査その他の役務又は商品を無償又は著しく低い対価で提供し、これによる消費者の心理的負担を利用して、執ように契約の締結を勧誘すること。
- (9) 威圧的な言動又は消費者等の生命、身体、財産、運命、信用等に関し心理的不安に陥れるような言動を用いて、消費者を困惑させて、契約の締結を勧誘すること。
- (10) 消費者を集め、又は消費者が集まっている場所において、主たる販売の目的である商品等以外の商品等を無償又は著しく低い対価で提供することにより、不当に消費者の購買意欲を誘引し、消費者の合理的な判断を妨げて契約の締結を勧誘すること。
- (11) 未成年者、高齢者その他の者の取引に関する知識、経験又は判断力の不足に乗じて、その者に不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘すること。
- (12) 消費者の意に反して、長時間にわたり、若しくは、反復して勧誘し、又は営業所等へ誘引して契約の締結を勧誘すること。
- (13) 消費者の意に反して、深夜、早朝等生活に支障のある時間帯に又は勤務先等に電話し、又は訪問して、消費者が迷惑を覚えるような方法を用いて契約の締結を勧誘すること。
- (14) 消費者がその住居又は勤務先から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないで契約の締結を勧誘すること。
- (15) 消費者が勧誘場所から退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から消費者を退去させないで契約の締結を勧誘すること。
- (16) 消費者の年齢、収入その他の契約を締結する上で重要な事項について偽るようによそよそしくして契約の締結を勧誘すること。
- (17) 商品等の購入資金に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、業として貸付けを行う者からの借入れその他の信用の供与を受けることを勧めて、執ように契約の締結を勧誘すること。

2 契約内容に関する不当な取引方法

- (1) 消費者に名義の貸与を求め、又は消費者の名義を無断で使用して、その意に反する債務を負担させる契約を締結させること。
- (2) 商品等の購入に伴って消費者が受ける信用の供与がその者の支払能力を超えることが明らかであるにもかかわらず、そのような信用の供与と一体をなした契約を締結させること。
- (3) 消費者が当面必要としない過大な量の又は不当な長期にわたって供給される商品等の購入を内容とする契約を締結させること。
- (4) 契約に係る損害賠償額の予定又は違約金の定めにおいて、消費者に不当に高額な又は高率な負担を求め

る内容の契約を締結させること。

- (5) 消費者の契約の申込みの撤回、契約の取消し若しくは解除の申出又は契約の無効を主張する権利を不当に制限する内容の契約を締結させること。
- (6) 消費者の著しく不利益をもたらすこととなる事業者の免責事項をさだめた内容の契約を締結させること。
- (7) 消費者が意思表示をした事項と異なる事項を記載した契約書面を作成して、消費者に著しい不利益をもたらすこととなる不当な内容の契約を締結させること。
- (8) 契約に関する訴訟について、消費者に著しく不利益な裁判管轄を定めた内容の契約を締結させること。

3 債務履行に際しての不当な取引方法

- (1) 消費者、保証人その他の法律上支払義務のある者(以下「消費者等」という。)を欺き、威迫し、若しくは困惑させ、又は正当な理由なく早朝、深夜等生活に支障のある時間帯に、若しくは勤務先等に電話し、訪問する等の不当な方法を用いて、債務の履行を迫ること。
- (2) 消費者等が欺き、威迫し、又は困惑させて、金融機関等から預貯金の払戻し又は業として貸付けを行う者からの借入れを受けること等により消費者等に金銭を調達させ、債務の履行を迫ること。
- (3) 消費者等に対して、正当な理由がないにもかかわらず、消費者等の債務の履行に関する情報を信用情報を取り扱う機関又は消費者等の関係人若しくは不特定多数の者に通知する旨の言動を用い、心理的圧迫を与えて、債務の履行を迫ること。
- (4) 契約の成立又はその内容について当事者間に争いがあるにもかかわらず、一方的に契約の成立又はその内容を主張して、債務の履行を迫ること。
- (5) 法律上支払義務のない者に正当な理由なく電話し、訪問する等の不当な方法を用いて、債務の履行への協力を執ように要求し、又は協力させること。
- (6) 事業者の氏名又は名称及び住所を明らかにせず、又は偽ったまま、消費者等に対して債務の履行を迫ること。
- (7) 消費者に商品の販売等と一体をなす信用の供与をする契約を締結した場合において、消費者が正当な根拠に基づき、当該商品の販売等を行う者に対して生じる事由をもって当該契約に係る支払を拒否しているにもかかわらず、債務の履行を迫ること。
- (8) 消費者からの契約に基づく債務の履行の督促に対して適切な対応をすることなく、当該債務の全部又は一部の履行を不当に拒否し、又は遅延させること。

4 契約解除に際しての不当な取引方法

- (1) 消費者のクーリング・オフ(次に掲げる法律の規定に基づく契約の申込みの撤回又は解除をいう。以下同じ。)の権利の行使に際して、口頭による行使を認めておきながら、後に書面によらないことを理由として契約の成立又は存続を強要すること。

ア 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第37条の2第1項

イ 割賦販売法(昭和36年法律第159号)第4条の4第1項(同法第29条の4第1項及び第30条の6において準用する場合を含む。)

ウ 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第9条第1項、第24条第1項、第40条第1項、第48条第1項及び第2項並びに第58条第1項

エ 特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和61年法律第62号)第8条第1項

オ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和61年法律第74号)第17条第1項

カ 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成3年法律第66号)第19条第1項

キ ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(平成4年法律第53号)第12条第1項

ク 特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成4年法律第77号)第59条第1項

ケ 不動産特定協同事業法(平成6年法律第77号)第26条第1項

コ 保険業法(平成7年法律第105号)第309条第1項

- (2) 消費者のクーリング・オフの権利の行使を妨げる目的で消費者の自発的意思を待つことなく商品等を使

用させ、又は利用させて、契約の成立又は存続を強要すること。

- (3) 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、法令上根拠のない手数料、送料、サービスの対価等の支払に要求して、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。
- (4) 継続的に商品等を供給する契約を締結した場合において、消費者の正当な根拠に基づく中途解約の申出に対して、これを不当に拒否し、解約に伴う不当な違約金等を要求し、威迫する等して、契約の存続を強要すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の取消し若しくは解除の申出又は契約の無効の主張に際し、これを不当に拒否し、威迫する等して、契約の成立又は存続を強要すること。
- (6) 消費者はクーリング・オフの権利の行使その他契約の申込みの撤回、契約取消し若しくは解除又は契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらの事由によって生ずる返還義務、原状回復義務、損害賠償義務等の履行を正当な理由なく拒否し、又は遅延させること。

鳥取県告示第245号

昭和47年鳥取県告示第258号（宅地建物取引業者名簿閲覧所の設置について）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 鳥取市東町一丁目271 鳥取県生活環境部住宅政策課内 | 鳥取市東町一丁目271 鳥取県生活環境部住宅環境課内 |

鳥取県告示第246号

平成13年鳥取県告示第603号（高齢者円滑入居賃貸住宅の登録簿閲覧所の設置について）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| 鳥取市東町一丁目271 鳥取県生活環境部住宅政策課内 鳥取市立川六丁目176 東部総合事務所内 鳥取県鳥取地方県土整備局建築住宅課内 倉吉市東巖城町2 中部総合事務所内 鳥取県中部総合事務所県土整備局建築住宅課内 | 鳥取市東町一丁目271 鳥取県生活環境部住宅環境課内 鳥取市立川六丁目176 東部総合事務所内 鳥取県鳥取地方県土整備局建築住宅課内 倉吉市東巖城町2 中部総合事務所内 鳥取県中部総合事務所県土整備局建築住宅課内 |

米子市鞠町一丁目160 西部総合事務所内
鳥取県西部総合事務所県土整備局建築住宅課内

米子市鞠町一丁目160 西部総合事務所内
鳥取県西部総合事務所県土整備局建築住宅課内

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第7号

平成15年鳥取県教育委員会告示第23号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行する。

平成16年3月30日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | | | | 改 正 前 | | | |
|-------------------------------|-------------|-----------------|-----------------|-------------------------------|-------------|-----------------|-----------------|
| 口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称 | 開示する個人情報の内容 | 開示請求を行うことができる期間 | 開示請求を行うことができる場所 | 口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称 | 開示する個人情報の内容 | 開示請求を行うことができる期間 | 開示請求を行うことができる場所 |
| 鳥取県立鳥取盲学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験 | 略 | | 教育委員会 障害児教育室 | 鳥取県立鳥取盲学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験 | 略 | | 教育委員会 小中学校課 |
| 略 | | | | 略 | | | |

鳥取県教育委員会告示第8号

平成17年度鳥取県立高等学校入学者選抜を次の方針により実施する。

平成16年3月30日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

平成17年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

1 基本方針

鳥取県立高等学校入学者選抜は、各高等学校が、それぞれの学科やコースの特色にふさわしい選抜方法により生徒の能力や適性等を総合的に評価して行うものとする。

2 出願資格

鳥取県立高等学校入学者選抜に出願できる者は、中学校（これに準ずる学校を含む。）を卒業した者若しく

は平成17年3月に卒業する見込みの者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条各号のいずれかに該当する者とする。

3 全日制課程及び定時制課程における入学者選抜

(1) 推薦入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、学科又はコースの特性に応じて、中学校長が推薦する者のうちから推薦入学者の選抜を実施することができる。

なお、推薦入学者選抜に係る募集人員は、各学科又はコースの募集定員の2分の1の範囲内とする。

ア 実施期日

平成17年2月15日（火）

イ 検査内容

(ア) 面接は、入学志願者全員に対して実施する。

(イ) 作文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。

ウ 選抜方法

合格者は、推薦書、調査書の合計評定並びに第3学年の必修教科の評定以外の記録、面接、作文及び実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

エ 選抜結果の通知等

選抜結果は、中学校長を通じて本人に通知する。

なお、平成17年3月15日（火）に、一般入学者選抜の合格者の発表と併せて、その結果を発表する。

(2) 一般入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 実施期日

平成17年3月8日（火）及び9日（水）（学力検査は、平成17年3月8日（火））

イ 検査内容

(ア) 学力検査は、入学志願者全員に対して次により実施する。

a 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の中から、3教科以上を実施するものとする。この場合において、入学志願者に受検教科を選択させる方法によることもできるものとする。

b 検査時間等

各教科とも50分間の検査時間とし、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。

ただし、実施教科が3教科又は4教科の場合には、実施しない教科の検査時間に作文等の他の検査を実施することができる。

c 配点等

(a) 各教科の配点は、50点とする。

(b) 実施教科の得点の合計を合計得点とする。この場合、1教科又は2教科の得点を1倍を超え2倍以下とする傾斜配点をすることができる。

(c) 学力検査の合計得点と調査書の合計評定との比率は、8対2から2対8までの範囲内とするものとする。

(イ) 面接は、入学志願者全員に対して実施する。

(ウ) 作文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。

ウ 選抜方法

合格者は、調査書の合計評定及び第3学年の必修教科の評定以外の記録、学力検査の合計得点、面接、作文及び実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科のうち、学力検査を実施する教科の評定に対し、学力検査を実施しない教科の評定を2倍するものとする。

エ 合格発表

平成17年3月15日(火)

オ 繰上合格

合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

(3) 再募集入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科又はコースについて、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 実施期日

平成17年3月23日(水)

イ 検査内容

(ア) 面接は、入学志願者全員に対して実施する。

(イ) 学力検査、作文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。

ただし、一般入学者選抜の学力検査の結果を再募集入学者選抜に利用することができる。

ウ 選抜方法

合格者は、調査書の合計評定及び第3学年の必修教科の評定以外の記録、面接、学力検査、作文及び実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

エ 合格発表

平成17年3月25日(金)

4 通信制課程における入学者選抜

(1) 実施期日

平成17年3月1日(火)から同月28日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の間の出願時に実施する。

(2) 検査内容

入学志願者全員に対し、面接を実施する。

(3) 選抜方法

合格者は、面接の結果及び調査書等を資料とし、総合的に判定する。

(4) 選抜結果の通知

選抜結果は、入学志願者全員に対して通知する。

5 配慮事項

(1) 検査に当たっての配慮

身体に障害のある生徒及び海外帰国生徒については、各検査に当たり、それらの生徒の個々の事情に応じた配慮をするものとする。

(2) 選抜に当たっての配慮

過年度中学校卒業生、海外帰国生徒及び中学校における長期欠席の生徒については、選抜に当たり、それらの生徒の個々の事情に応じた配慮をするものとする。

6 その他

鳥取県立高等学校入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

議 会 告 示

鳥取県議会告示第1号

鳥取県政務調査費交付条例施行規程（平成13年鳥取県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成16年 3月30日

鳥取県議会議長 前 田 宏

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（収支報告書の閲覧等）</p> <p>第3条 条例第8条第2項の規定による収支報告書の閲覧（以下「閲覧」という。）を請求するものは、<u>閲覧簿に必要な事項を記載しなければならない。</u></p> <p>2～5 略</p> <p>6 条例第8条第2項の規定による収支報告書の写しの交付の請求は、<u>次に掲げる方法により行わなければならない。</u></p> <p>（1）申込書を議長に提出する方法</p> <p>（2）電子計算機を使用して電気通信回線を通じて県議会のホームページに接続し、必要な情報を県の使用する電子計算機に送信する方法</p> <p>7 前項第1号の申込書は、<u>鳥取県総務部県民室、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局又は日野総合事務所県民局を経由して提出することができる。</u></p> <p>8 条例第8条第2項の規定による収支報告書の写しの交付を受けるものが同条第4項の規定により負担しなければならない費用の額は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>（1）写しの作成に要する費用 用紙1枚につき10円 （用紙の両面を使用する場合は、用紙1枚につき20円）</p> <p>（2）写しの郵送に要する費用 郵送に要する郵便料金の額</p> | <p>（収支報告書の閲覧）</p> <p>第3条 条例第8条第2項の規定による収支報告書の閲覧（以下「閲覧」という。）は、<u>当該収支報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる。</u></p> <p>2 <u>閲覧をしようとするものは、閲覧簿に必要な事項を記載しなければならない。</u></p> <p>3～6 略</p> |

附 則

この告示は、平成16年 3月30日から施行する。

公 告

平成13年度及び平成14年度における教育委員会の所管に属する公益法人に対する立入検査の実施状況を取りまとめたので公告する。

平成16年 3月30日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

1 平成13年度における教育委員会の所管に属する公益法人に対する立入検査の実施状況

(1) 立入検査を実施した公益法人の数等及び名称

| 所管法人数 | 立入検査実施法人数 | 改善すべき点のあった法人数 |
|-------|-----------|---------------|
| 46 | 10 | 9 |

立入検査を実施した公益法人名

通常検査

財団法人鳥取県教育関係職員互助会、財団法人鳥取県教育文化財団、財団法人米子市教育文化事業団、財団法人国府町教育文化事業団、財団法人植田正治写真美術財団、財団法人鳥取市文化財団、財団法人尚徳会、財団法人郡家町教育文化事業団、財団法人鳥取県水泳連盟及び財団法人澤巖記念スポーツ振興基金
(以上10法人)

(2) 改善すべき点のあった法人の内訳

| 法人の運営面で問題のあった法人 | 事業の内容、実施等面で問題のあった法人 | 財務・会計面で問題のあった法人 |
|-----------------|---------------------|-----------------|
| 8 | 1 | 9 |

(3) 主な指導事項及び改善内容

ア 法令又は寄附行為に反するもの

(法人運営面)

(ア) 監事の選任が寄附行為の規定どおり適正に行われていない。

財団法人郡家町教育文化事業団(平成15年 3月31日:改善済み)

(イ) 評議員の選任が寄附行為の規定どおり適正に行われていない。

財団法人尚徳会(平成15年 3月31日:未措置)

(ウ) 議事録が適正に作成されていない。

財団法人鳥取県水泳連盟(平成15年 3月31日:改善済み)

(エ) 長期借入金の承認手続が適正に行われていない。

財団法人鳥取県水泳連盟(平成15年 3月31日:未措置)

(オ) 登記事項の変更届が提出されていない。

財団法人鳥取県水泳連盟(平成15年 3月31日:改善済み)

(カ) 事業計画又は収支予算の変更届が提出されていない。

財団法人尚徳会(平成14年 8月22日:未措置)

財団法人鳥取県水泳連盟(平成15年 3月31日:未措置)

イ 改善を加えた方がよい事項で特に重要なもの

改善を加えた方が良い事項で特に重要なものはなかった。

注 法人名の右の括弧書内の日付は、通知により改善を指示した期限であり、改善期限以外の記述は、改善期限が到来したものに係る改善状況である。

ウ その他改善を加えた方が良好として指導した事項のうち主なもの

(法人運営面)

(ア) 役員の履歴書が備付けられていない。(3法人)

(イ) 役員の印鑑証明書が備付けられていない。(5法人)

(ウ) 事務(文書)規則、就業(職員)規則、会計処理規則及び給与、退職金等に係る規則が備え付けられていないものがある。(4法人)

(エ) 業務、財務等に関する資料の一般閲覧が適切に行われていない。(4法人)

(財務・会計面)

(ア) 資産の管理状況(流動資産と固定資産の区分)が適正でない。(3法人)

(イ) 財産台帳が作成されていない。(3法人)

(ウ) 借入金限度額及び債務負担額を注記していない。(5法人)

(エ) 引当金の計上が正しく行われていない。(3法人)

(オ) 資金の範囲(公益法人会計基準様式第5の1(4)に規定する資金の範囲をいう。)が明らかにされていない。(4法人)

(カ) 正味財産増減計算書が作成されていない。(3法人)

(キ) 重要な会計方針を注記していない。(9法人)

2 平成14年度における教育委員会の所管に属する公益法人に対する立入検査の実施状況

(1) 立入検査を実施した公益法人の数等及び名称

| 所管法人数 | 立入検査実施法人数 | 改善すべき点のあった法人数 |
|-------|-----------|---------------|
| 46 | 12 | 12 |

立入検査を実施した公益法人名

通常検査

財団法人佐武会、財団法人三松奨学育英会、財団法人竹歳敏夫奨学育英会、財団法人境港うなばら水産奨学会、財団法人鳥取県ボーイスカウト運動維持財団、財団法人鳥取市社会教育事業団、財団法人淀江町教育文化事業団、財団法人ごうぎん鳥取文化振興財団、財団法人境港市文化振興財団、財団法人鳥取県学校給食会、財団法人鳥取市学校給食会及び財団法人米子市学校給食会(以上12法人)

(2) 改善すべき点のあった法人の内訳

| 法人の運営面で問題のあった法人 | 事業の内容、実施等の面で問題のあった法人 | 財務・会計面で問題のあった法人 |
|-----------------|----------------------|-----------------|
| 11 | 3 | 11 |

(3) 主な指導事項及び改善内容

ア 法令又は寄付行為に反するもの

(法人運営面)

(ア) 評議員の選任が寄付行為の規定どおり適正に行われていない。

財団法人鳥取市学校給食会(平成18年3月31日)

財団法人鳥取県学校給食会(平成18年3月31日:改善済み)

(イ) 評議員の定数が法人の実態に照らし適当でない。

財団法人佐武会(平成16年3月31日:改正済み)

(ウ) 理事会、評議員会等が寄付行為の規定どおり開催されていない。

財団法人佐武会（平成16年 3月31日：改善済み）
財団法人竹歳敏夫奨学育英会（平成16年 3月31日）
財団法人境港うなばら水産奨学会（平成16年 3月31日：改善済み）

（エ） 議事録が適正に作成されていない。

財団法人竹歳敏夫奨学育英会（平成16年 3月31日）
財団法人鳥取県学校給食会（平成15年 2月27日：改善済み）
財団法人米子市学校給食会（平成16年 3月31日）

（オ） 長期借入金の承認手続が適正に行われていない。

財団法人鳥取県学校給食会（次回借入時）

（カ） 登記（変更を含む。）が適正に行われていない。

財団法人鳥取市社会教育事業団（平成16年 3月31日：改善済み）

（キ） 登記事項の変更届が提出されていない。

財団法人鳥取市社会教育事業団（平成16年 3月31日：改善済み）
財団法人鳥取県学校給食会（平成16年 3月31日）

（ク） 事業計画の変更届が提出されていない。

財団法人淀江町教育文化事業団（平成16年 3月31日）

（ケ） 役員の変更届が提出されていない。

財団法人鳥取市社会教育事業団（平成16年 3月31日：改善済み）
財団法人鳥取県学校給食会（平成16年 3月31日）

（コ） 役員の変更届に必要な添付書類が添付されていない。

財団法人鳥取市学校給食会（平成15年 2月28日：改善済み）

（事業実施面）

事業の内容が適正でない。

財団法人三松奨学育英会（平成16年 3月31日）

イ 改善を加えた方がよい事項で特に重要なもの

（法人運営面）

評議員が監事を兼任している。

財団法人佐武会（平成16年 3月31日：改善済み）

（財務・会計面）

内部留保が、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度（30%程度）を上回っており、今後の改善方向も明確化していない。

財団法人鳥取市社会教育事業団（平成16年 3月31日）

注 法人名の右の括弧書内の日付は、通知により改善を指示した期限であり、改善期限以外の記述は、改善期限が到来したものに係る改善状況又は改善期限は到来していないが既に改善されたものに係る改善状況である。

ウ その他改善を加えた方がよいとして指導した事項のうち主なもの

（法人運営面）

（ア） 役員の履歴書が備付けられていない。（3法人）

（イ） 役員の印鑑証明書が備付けられていない。（7法人）

（ウ） 事務（文書）規則、就業（職員）規則、会計処理規則及び給与、退職金等に係る規則で備え付けられていないものがある。（6法人）

（エ） 取引に関する決裁書類、契約関係書類、支払関係書類、収入関係書類、主要簿、補助簿及び計算書類で備え付けられていないものがある。（4法人）

（オ） 評議員会の招集が招集権者によって、所定の期日までに適正に行われていない。（3法人）

- (カ) 業務、財務等に関する資料の一般閲覧が適切に行われていない。(6 法人)
(財務・会計面)
- (ア) 各計算書類で、公益法人会計基準(昭和60年 9月17日付公益法人指導監督連絡会議決定)に基づいて作成されていないものがある。(3 法人)
- (イ) 組織内部で互いに牽制を要する事項について、担当者の分離その他の適切な措置をとっていない。
(3 法人)
- (ウ) 正味財産増減計算書が作成されていない。(6 法人)
- (エ) 貸借対照表が作成されていない。(6 法人)
- (キ) 重要な会計方針を注記していない。(4 法人)